

# 基幹相談支援センターの実践と課題について

---



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成28年11月18日（金）

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

地域リハビリテーション担当 松澤肖

# 川崎市の紹介



川崎市藤子F不二雄ミュージアム  
【多摩区】



川崎フロンターレ  
ホームタウン【中原区・麻生区】

神奈川県の北東部に位置し、多摩川を挟んで東京都と隣接。横浜市と東京都に挟まれた、細長い地形。7つの行政区の政令指定都市。



面積：144.35Km<sup>2</sup>

人口：1,489,564【28.10.1現在】

## 《政令指定都市で比較》

- 人口密度は、東京都23区や大阪市に次ぐ過密都市
- 政令指定都市で比較すると出生率や自然増加率は最も高く、死亡率は最も低いなど、「元気な都市」



川崎工場夜景【川崎区】

# 川崎市の特徴

## 「大都市の中で最も若い都市」

大都市の中で平均年齢が最も若く、高齢化率は平成26年10月1日現在で、国の26.0%に対し、本市は18.9%（国勢調査ベース）

## 「様々な資源を基盤としたケアを行うことが可能な地域」

活発に活動をしている多くのボランティア団体や、高い技術力を持つ産業・研究機関などの多様な社会資源

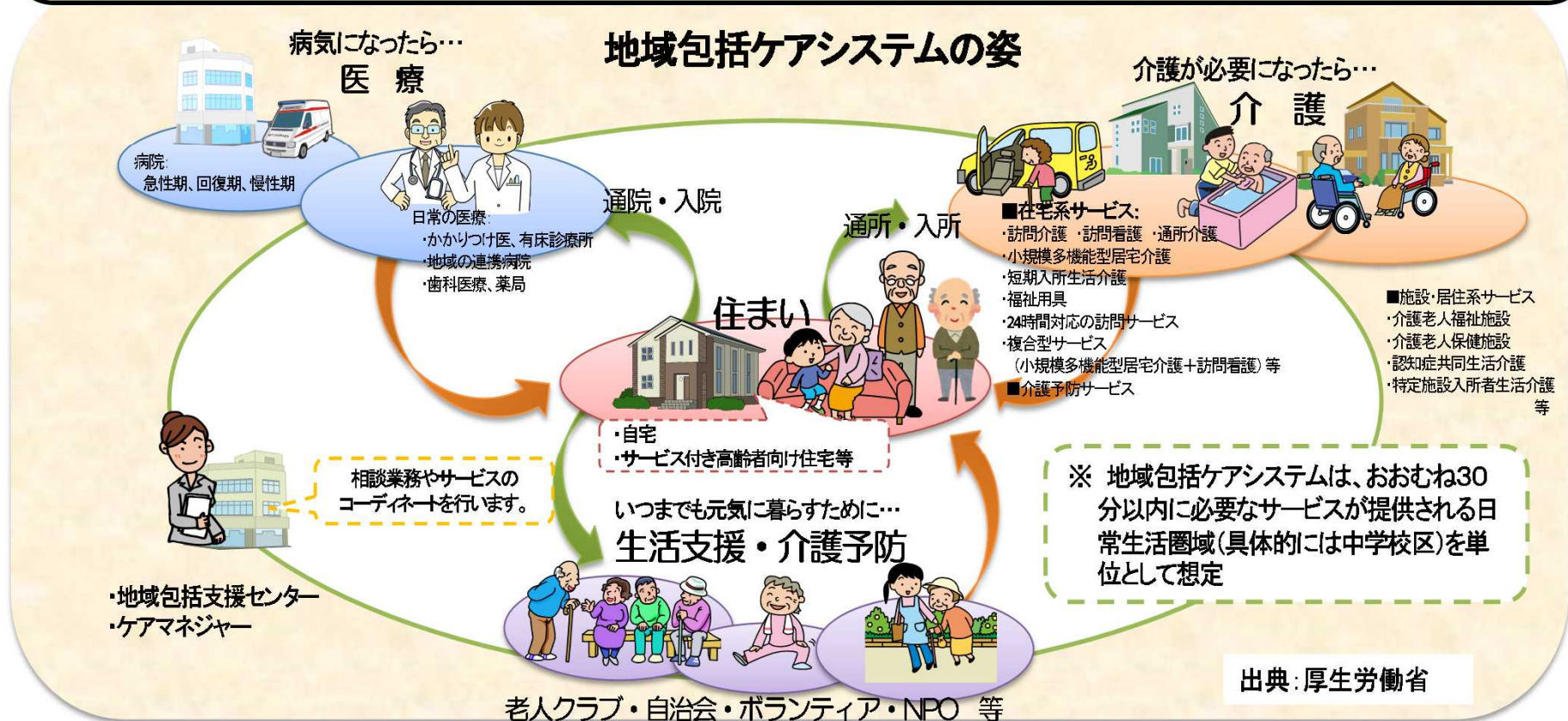
## 「多様な地域と住民によって構成されるコンパクトな都市」

狭い市域の中にあっても、性格が大きく異なる、多様な地域と住民によって構成された都市

# 地域包括ケアシステムとは～法律上の定義～

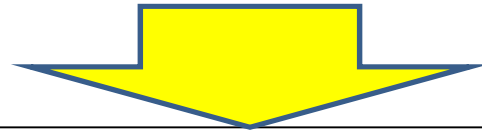
## ○法律上の定義(医療介護総合確保促進法第2条)

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。



# 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定

現在は「若い都市」といわれる川崎も、少子高齢化による課題は全国と同様喫緊の対策として**地域包括ケアシステムの構築が求められる。**



**本市の実情を踏まえた基本的な考え方を示し、地域全体で共有した上で、その構築に向けた具体的な行動につなげていくことが必要**



**「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定**



<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076904.html>

# 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの対象者

- ・「地域」においては、誰もが個人として年齢を重ねながら「生活」を続けていくことや、こどもから高齢者まで多様な住民が生活していることに着目



- 児童期から高齢期までライフステージにおける切れ目ない継続的な取組が重要
- 多様な住民が生活する地域社会においては、「個人の生活の質」を上げていくとともに、住民同士も互いに支え合う関係であるという認識を共有しながら、「地域づくり」を進めていくことが必要不可欠



## 推進ビジョンの対象者は、《すべての地域住民》

本推進ビジョンでは、高齢者をはじめ、**障害者**やこども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた「**すべての地域住民**」を対象

# 川崎市における障害児・者の現状

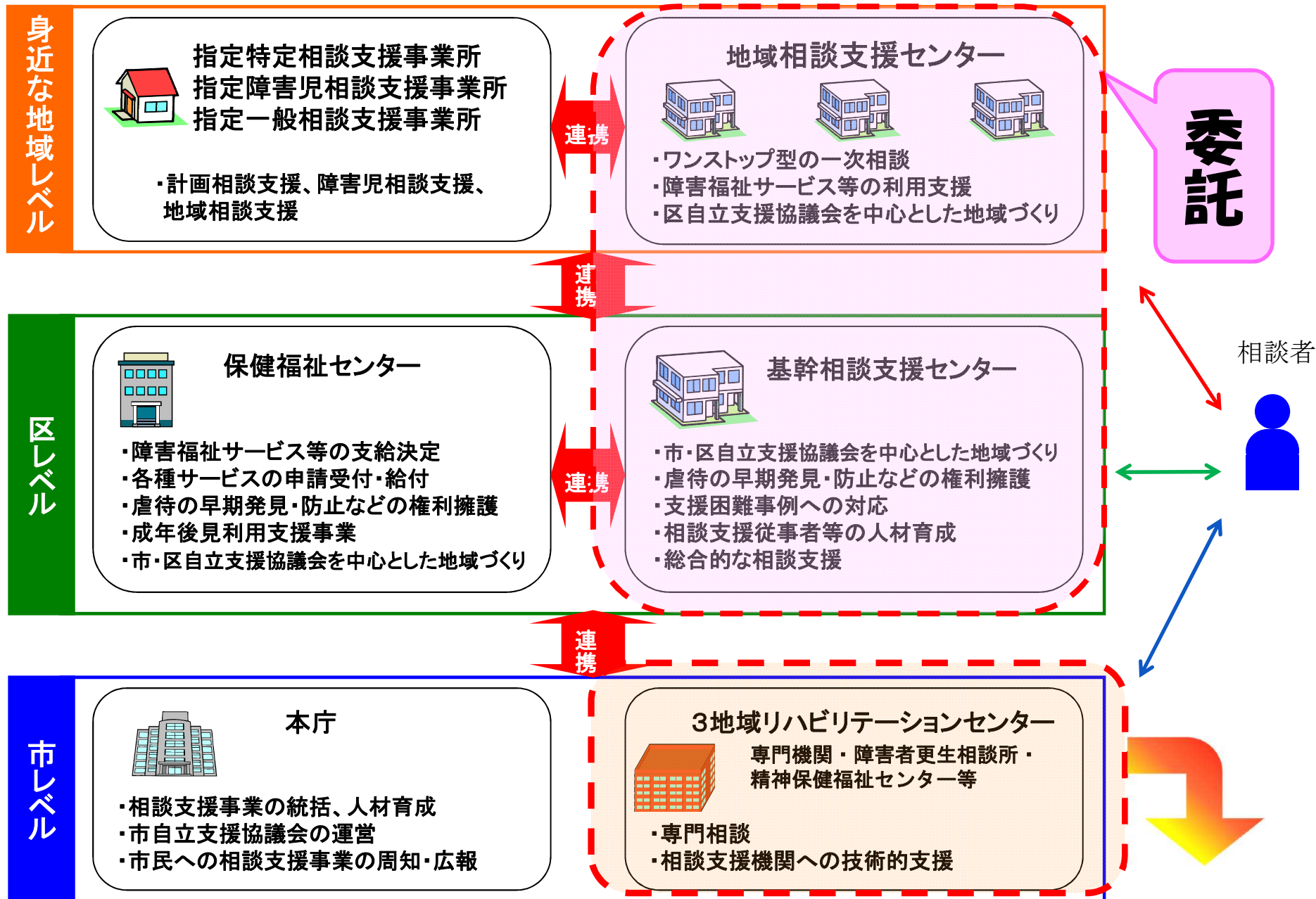
|                                     | 平成18年     | 平成28年3月末  |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 川崎市人口                               | 1,332,035 | 1,481,270 |
| 身体障害者手帳取得数                          | 27,667    | 36,532    |
| 知的障害者数                              | 5,483     | 9,157     |
| 精神障害者保健福祉手帳                         | 4,330     | 10,567    |
| 自立支援医療（精神通院）                        | 12,437    | 20,359    |
| 総合支援法サービス利用者数<br>（障害福祉サービス及び地域相談支援） |           | 6,360     |
| 児童福祉法サービス利用者数<br>（障害児通所支援）          |           | 2,333     |

# 川崎市における相談支援事業のこれまで

|        |  |
|--------|--|
| 平成8年度  | 市町村生活支援事業所（1ヶ所）・地域療育等支援事業所（4ヶ所）を設置   |
| 平成13年度 | 知的障害者生活支援事業所（9ヶ所）を設置   |
| 平成14年度 | 精神障害者生活支援センター（1ヶ所）を設置  |
| 平成15年度 | 支援費制度導入を機に、市内すべての障害者施設・デイサービス事業所に障害者生活支援センターを併設  |
| 平成18年度 | 障害者自立支援法施行を機に <b>障害者生活支援センターを基幹型と地域型に再編</b>  |
| 平成21年度 | 川崎市障害者地域自立支援協議会に <b>相談支援事業の実施方法見直しのためのプロジェクトチームを設置</b> し、1年間かけて検討を重ねる。最終的に、障害者生活支援センターの再編をはじめとする相談支援事業の見直し案をまとめる |
| 平成22年度 | ・障害者自立支援法が改正され、平成24年4月から相談支援の充実が図られることとなる  |
| 平成24年度 | 平成25年度から「障害者相談支援センター」事業を受託する法人を公募  |
| 平成25年度 | 新たな相談支援体制がスタート ⇒ <b>現在の体制</b>  |



# 川崎市における重層的な相談支援体制



# 地域リハビリテーションセンター

## 北部リハビリテーションセンター

(平成20年4月開設)

多摩区・麻生区

年齢・疾病・障害を問わず何らかの理由によって生活に支障が生じている方、リハビリテーション専門職の支援を必要とする方が対象者

- \* 更生相談所分室・精神保健福祉センター分室機能を含む
- ・ 通所事業所・就労援助センター機能等を併設

## 南部リハビリテーションセンター

(平成32年以降開設予定)

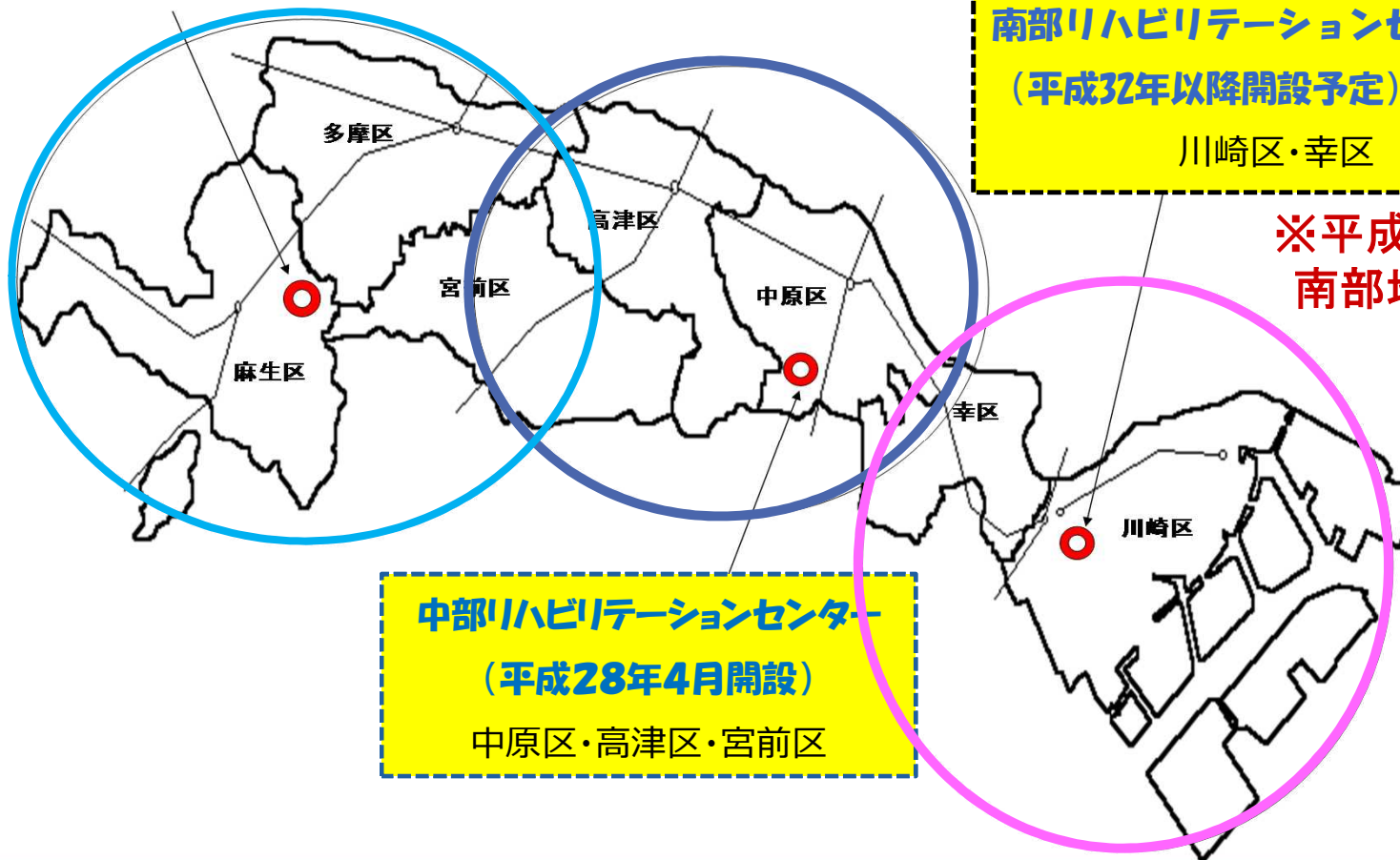
川崎区・幸区

※平成32年までは  
南部地域支援室

## 中部リハビリテーションセンター

(平成28年4月開設)

中原区・高津区・宮前区



# 24年度までの問題と解決に向けた方向性

## 問題

相談支援専門員の人数が少ない  
(基幹型2名、地域型1名)

生活支援センターの数が区ごとに  
バラバラ

通所施設や入所施設に併設してい  
る生活支援センターが多い

障害種別に分かれている

基幹型に必ずしも経験豊かな相談  
支援専門員がいるとは限らない

相談支援専門員を養成するための  
研修が少ない

## 25年度以降の方向性

相談員の増員

設置数の統一

独立性・中立性の確保

障害種別を問わない支援

「主任相談支援専門員」の配置

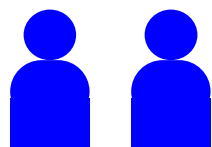
研修システムの構築

# 相談支援専門員の増員

・1事業所あたりの相談員を増員

相談員 46名  
(1区あたり6.6名)  
※平成24年度まで

## 基幹型生活支援センター



常勤・専従2名  
(相談支援専門員)

## 地域型生活支援センター

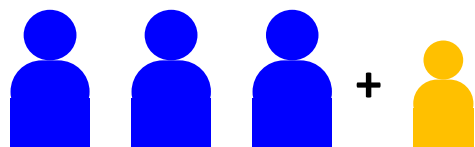


常勤・専従1名  
(相談支援専門員)

平成27年度増員

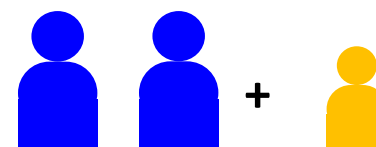
相談員 63名  
(1区あたり9名)  
※平成25年度～

## 基幹相談支援センター



●常勤・専従3名  
主任相談支援専門員  
相談支援専門員  
医療系相談員  
●非常勤・専従1名

## 地域相談支援センター



○常勤・専従2名  
(相談支援専門員)  
○非常勤1名

# 設置数の統一

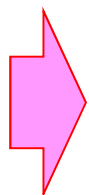
- ・設置数を各区4か所(基幹型1か所・地域型3カ所)に統一
- ・原則として、障害者相談支援センターの所在する区を担当

★基幹の設置



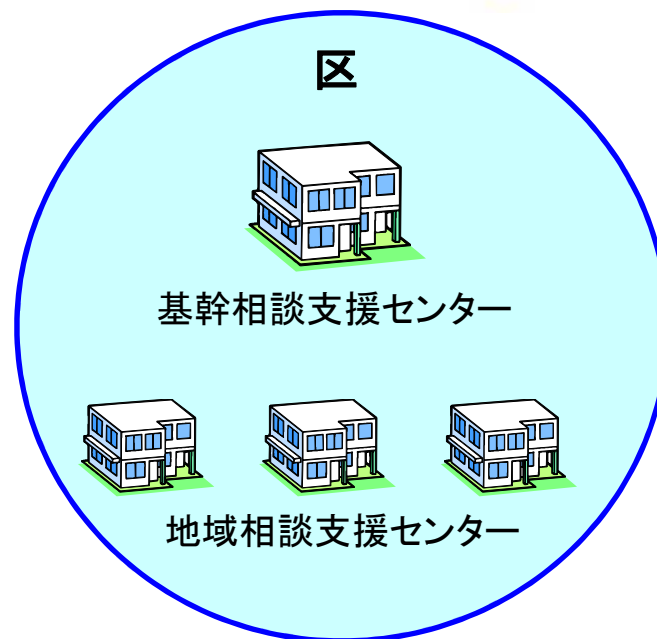
【～平成24年度】

|    | 設置数         | 相談員数       |
|----|-------------|------------|
| 川崎 | 5           | 7          |
| 幸  | 4           | 5          |
| 中原 | 4           | 6          |
| 高津 | 6           | 8          |
| 宮前 | 4           | 6          |
| 多摩 | 7           | 8          |
| 麻生 | 4           | 6          |
| 合計 | <b>34ヶ所</b> | <b>46人</b> |



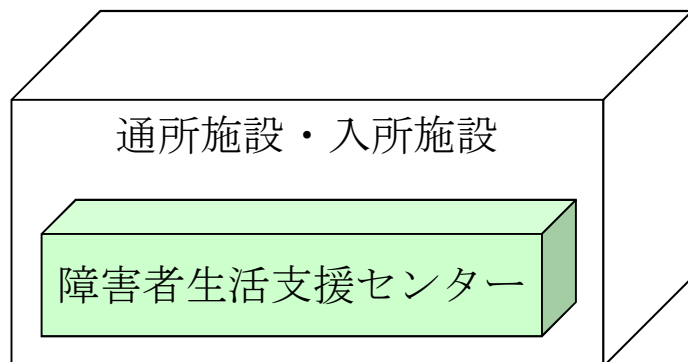
【平成25年度再編】

|    | 設置数         | 相談員数       |
|----|-------------|------------|
| 川崎 | 4           | 9          |
| 幸  | 4           | 9          |
| 中原 | 4           | 9          |
| 高津 | 4           | 9          |
| 宮前 | 4           | 9          |
| 多摩 | 4           | 9          |
| 麻生 | 4           | 9          |
| 合計 | <b>28ヶ所</b> | <b>63人</b> |

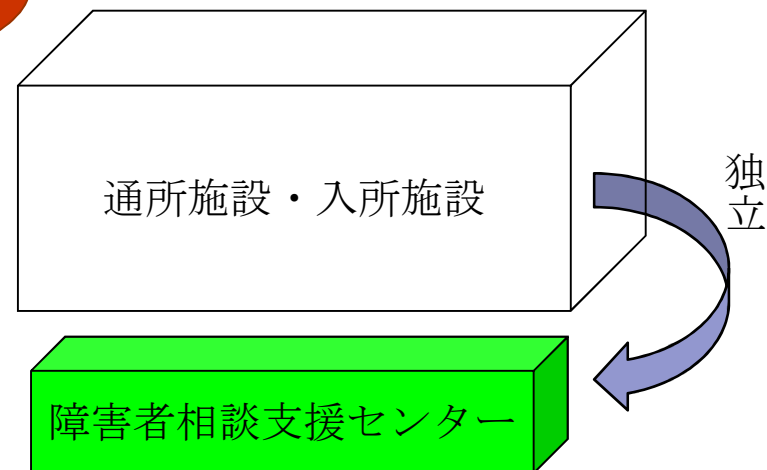
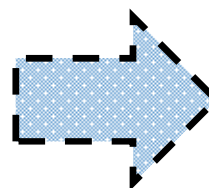


# 独立性・中立性の確保

※平成24年度まで

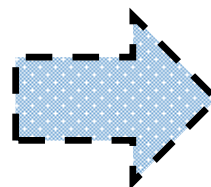


※平成25年度～



○相談支援センターは通所施設や入所施設等から独立して設置

社会福祉法人〇〇福祉会  
障害者支援施設キューリップ  
生活支援センターキューリップ

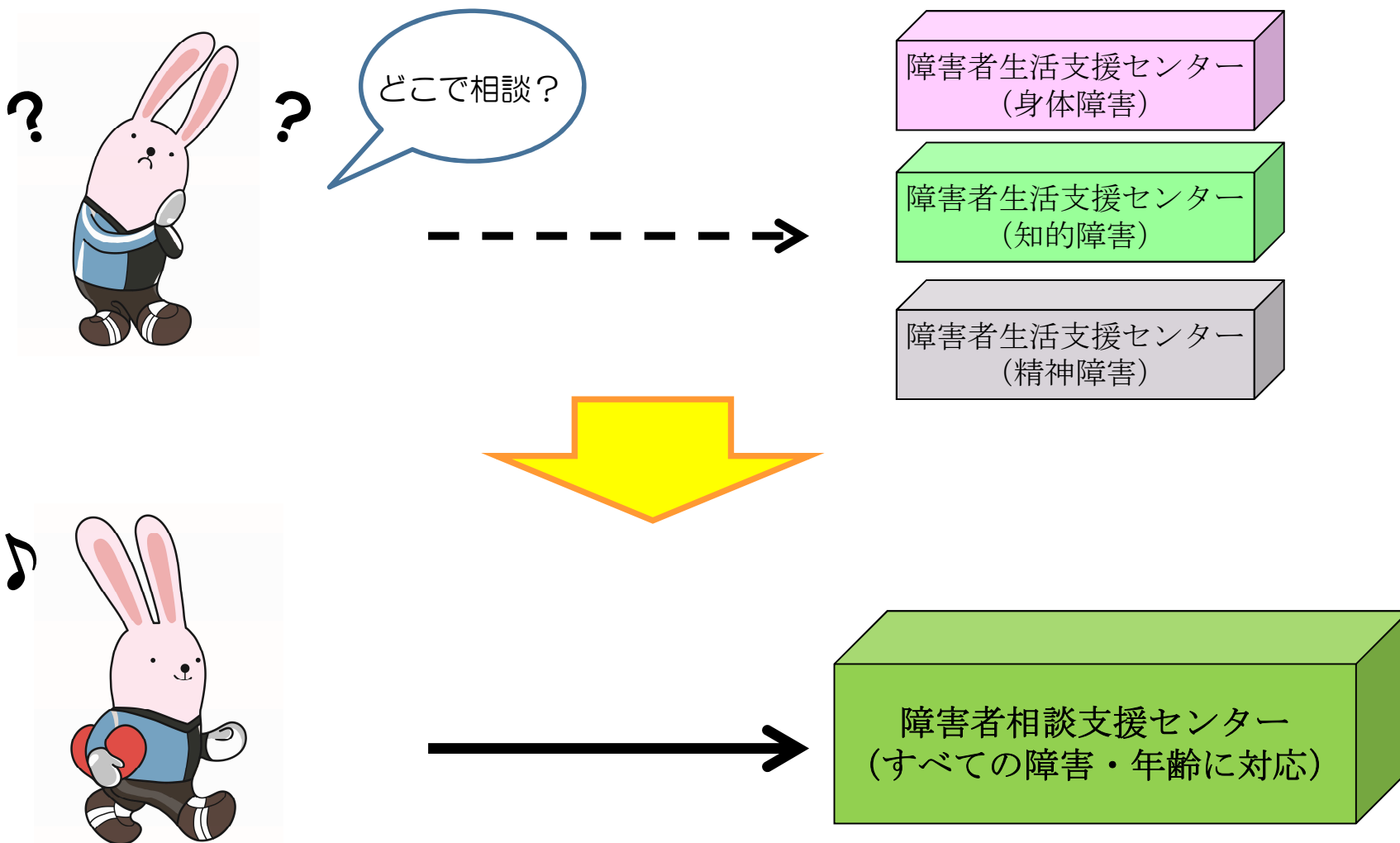


地域相談支援センターひなげし

○相談支援センターの名称には、法人名や既存の施設名は入れない

# 年齢・障害種別を問わない支援

- ・障害種別や年齢を問わず、ワンストップで相談を受ける。



※相談をワンストップで受けた後、必要に応じてより適切な機関につなげる場合あり。

# 「障害者生活支援センター」から「障害者相談支援センター」への再編

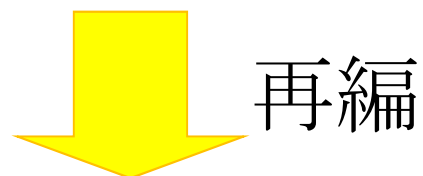
平成24年度まで

基幹型生活支援センター

12か所

地域型生活支援センター

22か所



平成25年度から

基幹相談支援センター

7か所

地域相談支援センター

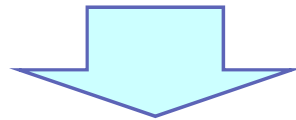
21か所



# 川崎市独自の主任相談支援専門員

一定の経験・知識・技術を持つ者を

**「主任相談支援専門員」**として認定し、他の相談専門員等への指導・助言、自立支援協議会の運営、生活課題が複雑・困難な利用者への支援などを行う。



**基幹相談支援センターへの配置を義務付ける。**

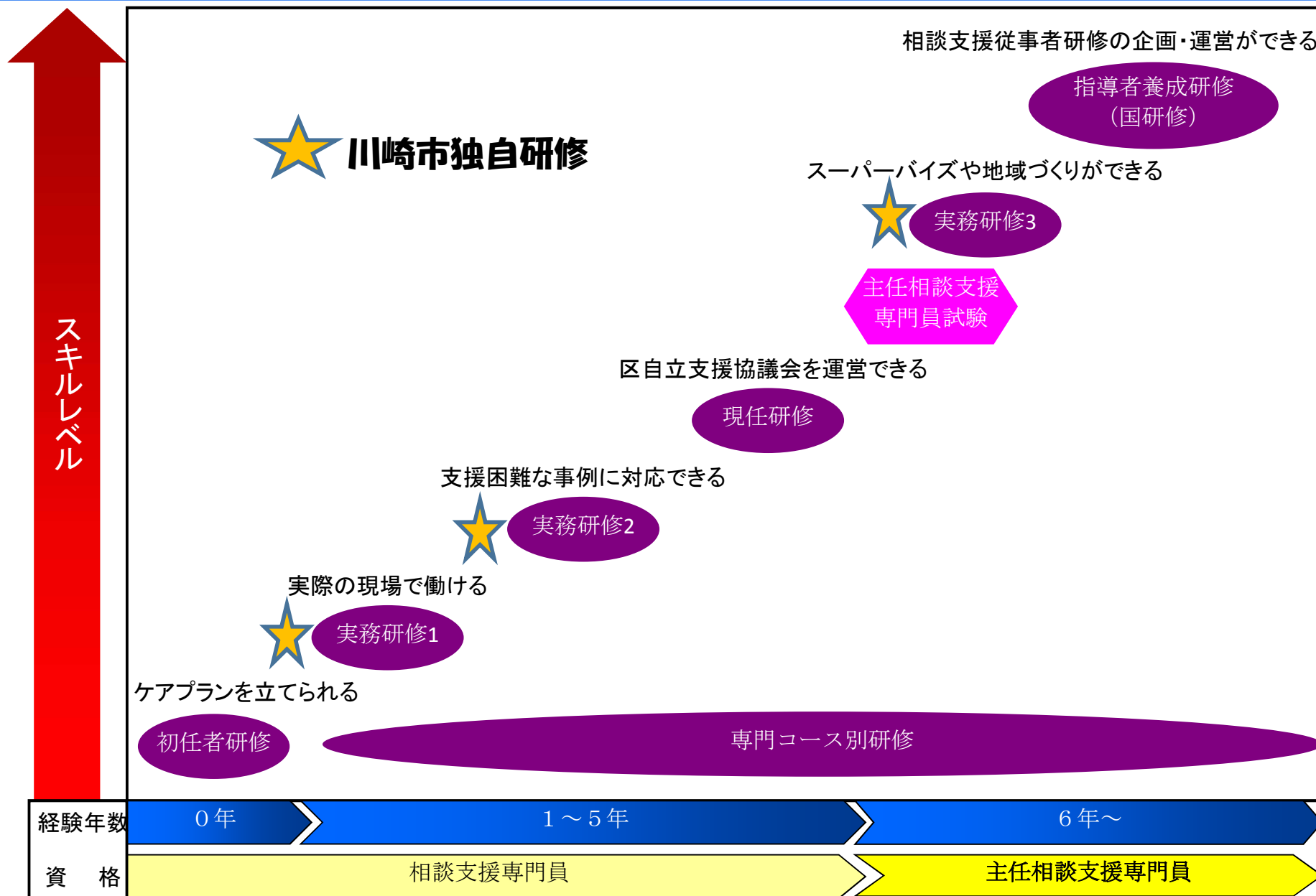
## 主任相談支援専門員になるための要件

- ①相談支援業務に5年以上従事していること。
- ②「川崎市主任相談支援専門員試験」に合格すること。
- ③「川崎市相談支援従事者実務研修3」を修了すること。

平成28年度現在

基幹型に7名  
地域型に5名

# 相談支援従事者養成のための研修体系 (25年度～27年度)



# 平成25年度からの取組み

相談員の増員

独立性・中立性の確保

主任相談支援専門員の配置

研修システムの構築

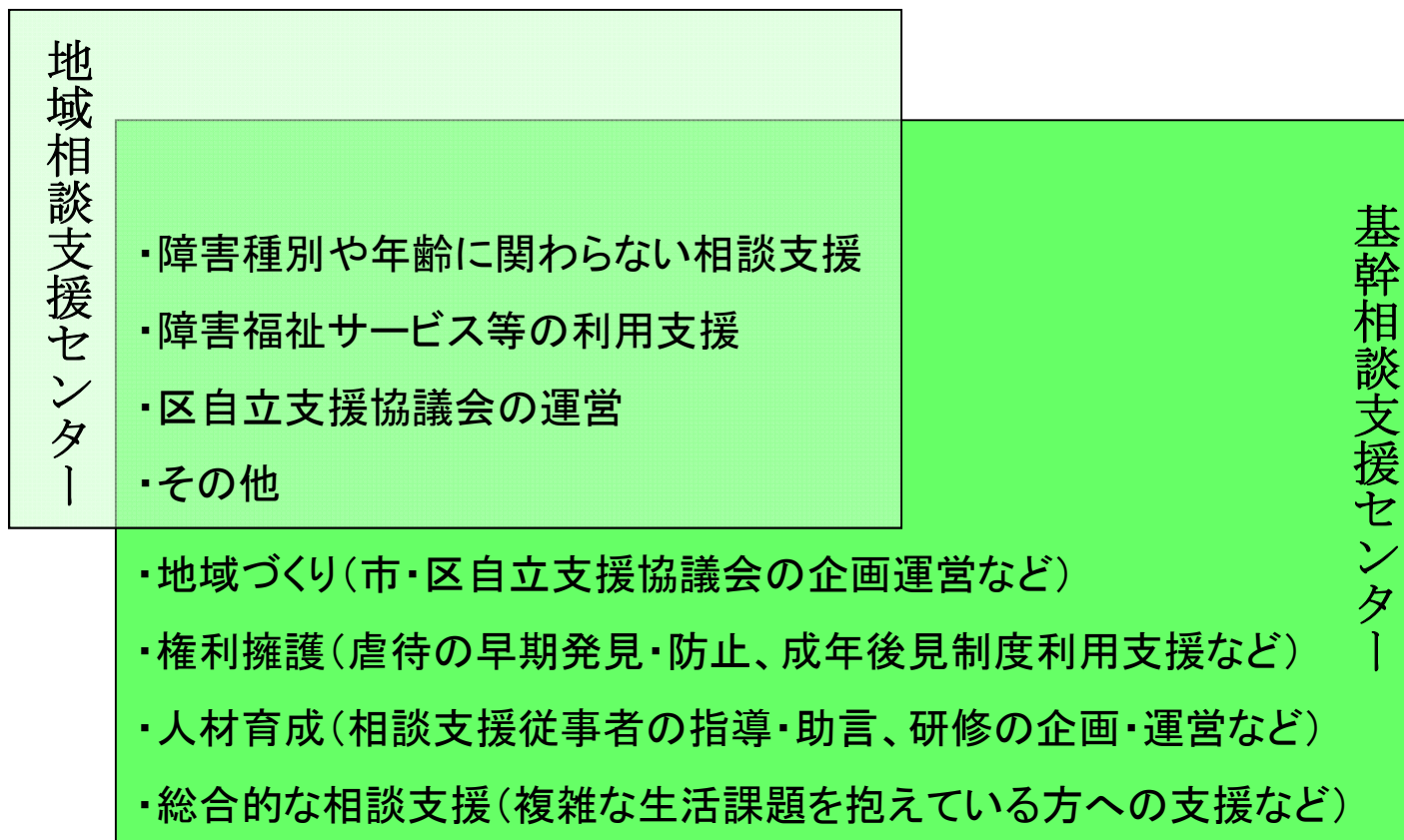
障害種別を問わない支援

設置数の統一

平成25年に、基幹相談支援センターを行政区全てに整備。  
相談支援体制について先駆的に取組みしてきました・・・

# 整備後の基幹相談支援センターの課題

## 基幹相談支援センターの業務



**地域型業務 + 基幹業務 ⇒ 役割や機能が不明確**

# 基幹相談支援センターの課題

## 障害者相談支援センターの位置づけ

2枚看板！

### 障害者相談支援センター

責任主体：市

#### 【委託】障害者相談支援センター

障害者総合支援法  
第77条第1項第3号（地域生活支援事業）

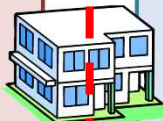
（厚生労働省要綱）

- ◎福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ◎社会資源を活用するための支援
- ◎社会生活力を高めるための支援
- ◎ピアカウンセリング
- ◎権利の擁護のために必要な援助
- ◎専門機関の紹介 等

●運営を規定しているもの

- ・要綱、要領
- ・委託契約書、仕様書など

行政の公的責任  
に基づいて  
介入・支援



責任主体：設置法人

#### 【指定】一般・特定・障害児相談支援事業所

障害者総合支援法第51条の14第1項（一般）  
障害者総合支援法第51条の17第1項第1号（特定）  
児童福祉法24条の26第1項第1号（障害児）

- ◎地域移行支援、地域定着支援
- ◎計画相談支援
- ◎障害児相談支援

●運営を規定しているもの

- ・運営基準（省令）
- ・（利用者との）契約書など

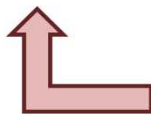
計画相談支援  
障害児相談支援

件数上限  
基幹【40件/月】  
地域【60件/月】

利用者との  
契約に基づいて支援

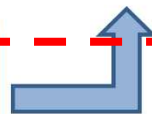


委託料



財源

●国・県・市(税金)



給付費報酬



計画相談支援の上限(40件)を設定するも大幅な超過  
計画相談支援に追われ、本来の基幹業務に支障をきたしている。

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その1)

## 川崎市地域自立支援協議会の取組み

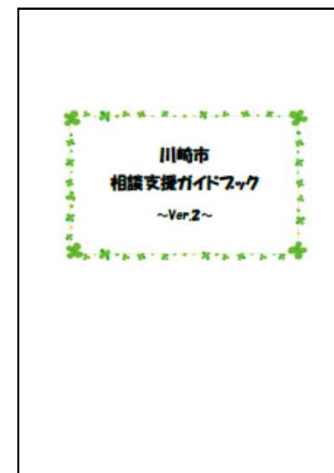
### ●相談支援部会

行政と民間協働  
して取組み！

川崎市内の指定相談支援事業所や公的な相談支援機関等で障害のある方やその御家族への相談に携わる相談支援従事者の方たちに活用してもらうことを目的として

### 川崎市相談支援ガイドブックを作成

<http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000039/39933/gaidobukk2u.pdf>



神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）にて配布  
神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）にて配布

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その2)

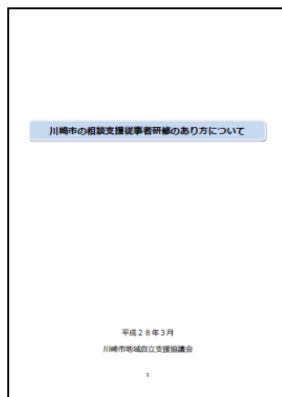
## ●研修部会

行政と民間協働の取組み！

平成27年3月に策定された「**神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン**」に併せて、平成26年から2年間、相談支援従事者は何を大切にして、どのような方向を目指して相談に従事すべきなのか、という相談支援の根幹に関わる議論。  
**平成28年3月「川崎市の相談支援従事者のあり方について」を作成**

川崎市の  
相談支援従事者のあり方について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000039/39933/kenshuu.pdf>



神奈川県  
相談支援専門員人材育成ビジョン



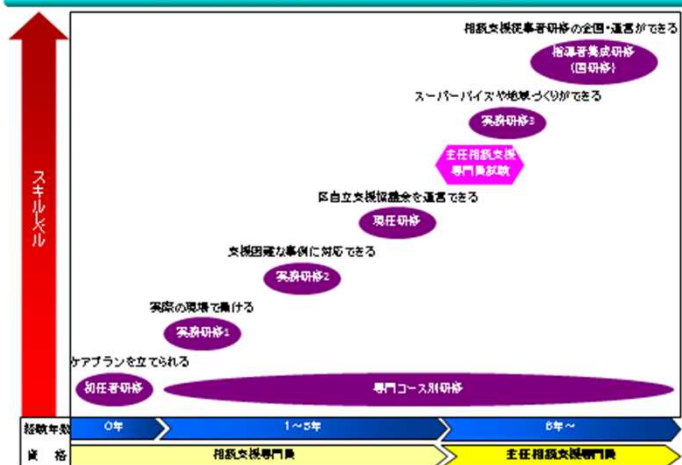
**神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）にて説明、配布**  
**神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市）にて説明、配布**

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して（その3）

## ●研修部会

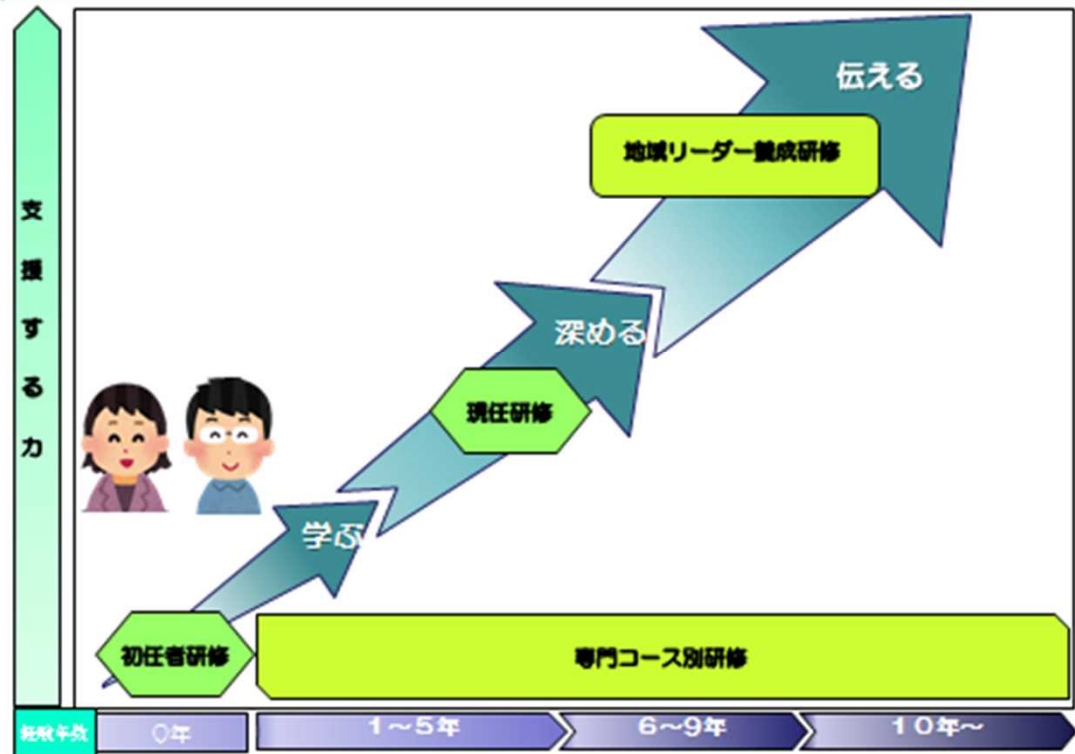
行政と民間協働  
して取組み！

平成25年度～27年度  
相談支援従事者養成のための研修体系



平成28年度～

相談支援従事者養成研修【体系】



●川崎市は南北に長いいため地域課題に相違。そのため、行政区単位の **地域のリーダーの養成** を目指す体系に変更。

●法定研修で、**ストレンガス視点の強化** を目的として、平成28年度から研修カリキュラムを変更。演習については2日⇒3日。



# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その4)

## 「障害者相談支援センターと保健福祉センター等 合同連絡会」の開催(平成28年度～)

障害者の相談支援に関する行政報告・制度説明・活動報告・関係機関からのお知らせ・ネットワークづくり等を目的として川崎市が毎月開催。

### 出席者

- ◆ 28ヶ所の障害者相談支援センター
- ◆ 7区の区役所保健福祉センター  
障害者支援係担当
- ◆ 地域リハビリテーションセンターを  
はじめとする専門機関担当

### 例えば11月の内容

- 就労援助センターの紹介と意見交換
- 基幹相談支援センター  
全国研修会の報告
- その他、お知らせ

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その5)

## ストレングスマodelに基づく グループ・スーパービジョン (GSV) の実践 7区全区展開に向けて～

行政と民間協働  
して取組み!

平成27年度から障害者相談支援センター（各区4ヶ所9名）を中心に外部講師の協力を得て、現在2区で展開中。

今後2年をかけて7区全区で展開。その後も行政区を中心に継続的に実践。



**支援の質や支援者の意欲向上、気づきへの高まりなどの効果**

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して

## ストレングスマodelに基づく グループ・スーパービジョン（GSV）の実践 7区全区展開に向けて～

行政と民間協働  
して取組み！

### 障害者相談支援センター【基幹・地域】等、実践者の声

- GSVに参加することでインテークやアセスメント場面で重要視する部分が変わっています。
- ケア会議でも他の支援者に対してストレングス部分を伝え、共有できるようになり支援の幅も広がったと思います。
- 色々な事例から地域の社会資源を知ることができ、また、地域の課題も見えてくると思うので今後も続けてほしいです。
- 同じように思っている、考えている人が他にもいる・・・ということダイレクトに知ることができる場なので、自分自身の自信にもなっています。
- 事例を出すことによって、いろいろなアイデアをもらえるので支援に活かすことができます。

# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その5)

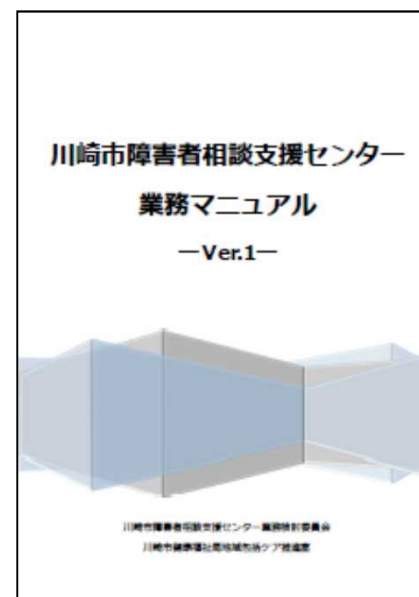
## 障害者相談支援センター業務マニュアル作成

平成27年度  
障害者相談支援センターと区役所保健福祉センター障害者支  
援係の中から代表の委員を選出し、  
「川崎市障害者相談支援センター業務検討委員会」を設置

行政と民間協働  
して取組み！



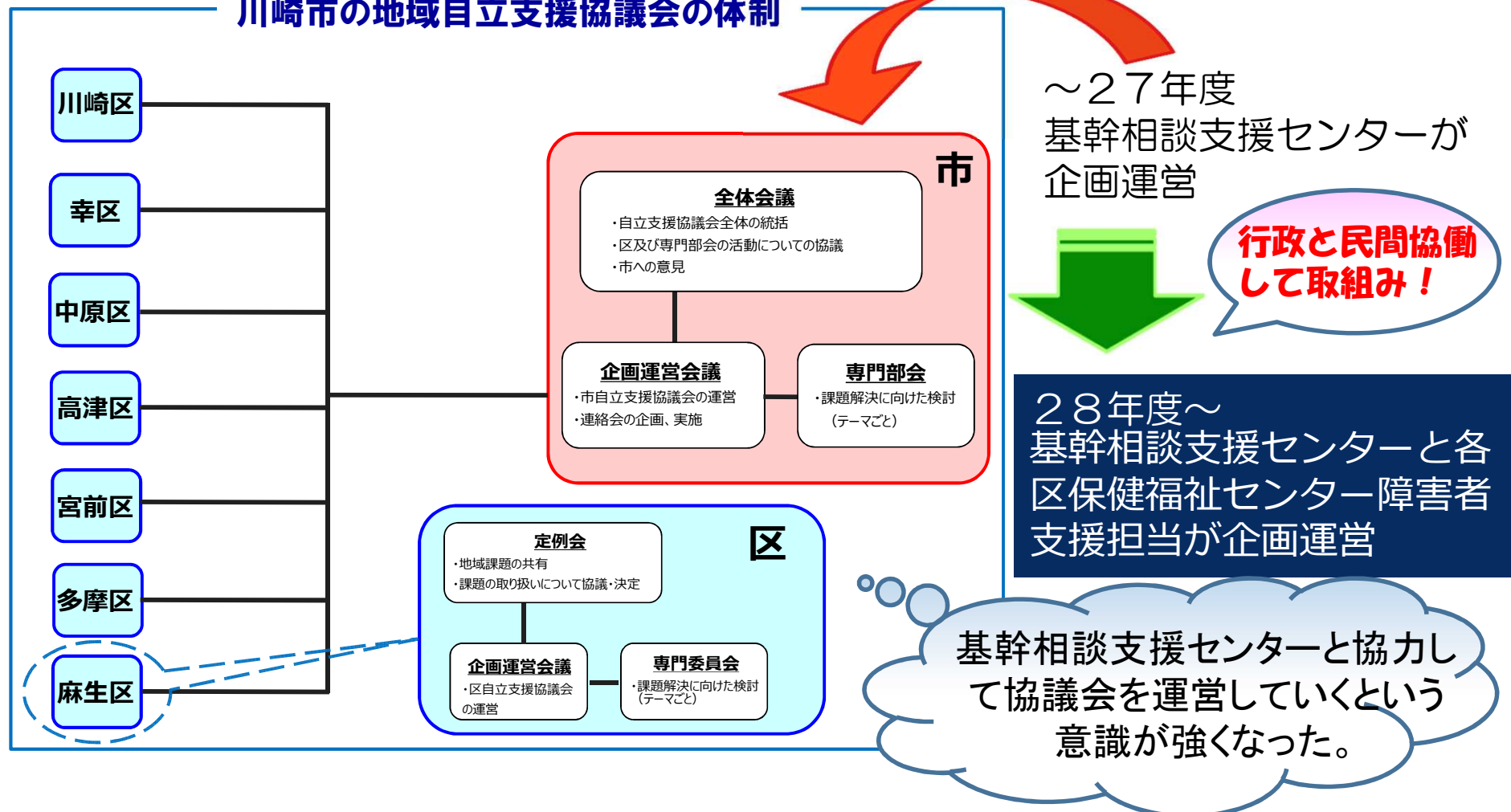
障害者相談支援センターの委託業務  
の共通化も目的として業務マニュアル  
を作成。



# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その6)

## 川崎市地域自立支援協議会の運営体制強化

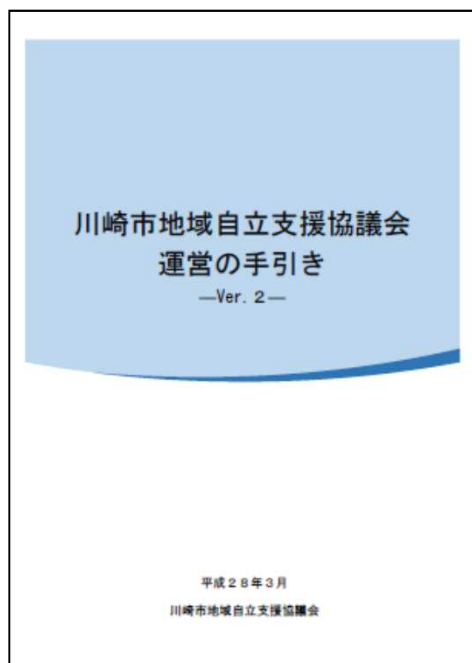
川崎市の地域自立支援協議会の体制



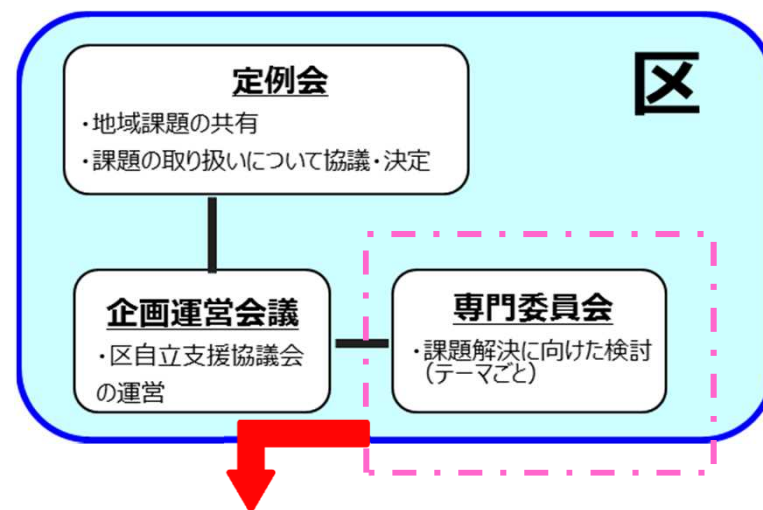
# 障害者相談支援専門員の質の向上を目指して (その7)

## 川崎市地域自立支援協議会の運営体制強化

運営の手引きの改訂



各区共通委員会の設置



- ◆ 児童委員会
  - ◆ 相談支援委員会
- } **7区共通**

# 障害者相談支援センター全体の継続的な課題

- 基幹、地域、指定特定相談支援事業所の役割・機能の明確化  
⇒ 指定特定相談支援事業所の数的拡大が必要！
- 人材育成のあり方の検討
- 障害者相談支援専門員の質の向上
- 国の動向を見据えた主任相談支援専門員の位置づけ etc...



**再編後5年…検証・検討を行う。**

ご清聴  
ありがとうございました

